



「青パト自動車保険」のご案内

公益社団法人 福岡県防犯協会連合会

〒812-8576 福岡市博多区東公園7-7 福岡県警察本部内

TEL : (092) 633-3221

FAX : (092) 633-3250

※「青パト自動車保険」は、福岡県防犯協会連合会の集団扱自動車保険のペットネームです。

このプリントは、「青パト自動車保険」の概要についてお示ししています。
ご加入にあたりましては、保険会社所定の資料等を必ずご確認ください。

「青パト自動車保険」は、青パト活動を応援します！！



福岡県防犯協会連合会賛助会員ならびに青パト実施者の皆様へ

皆様方には平素から当協会の事業活動に、ご理解・ご協力を賜りまして厚くお礼申し上げます。

また、地域の安全・安心なまちづくりのため、日夜献身的に子どもの見守り活動や防犯パトロール等にご尽力されていることに対しまして、心から敬意を表するものであります。

さて、当協会では県並びに警察からの要請を受け、皆様方が活動の足として活用されている防犯パトロール車（以下「青パト」という。）の経費軽減に資するため、当協会の賛助会員に加入いただいた皆様を対象とした「福岡県防犯協会連合会の集団扱自動車保険（以下「青パト自動車保険」という。）」を発足いたしました。

この青パト自動車保険は、保険料の割引など一定のメリットがございます。

青パトの経費等についてご検討されご活用いただきたいと思います。

なお、制度の詳細につきましては別添の資料をご参照ください。

「青パト自動車保険」に関するお問い合わせは、取扱代理店までお願いします。

●制度取扱代理店

株式会社コーリン

〒810-0022 福岡市中央区薬院4-3-5 セレス薬院5F

TEL：0120-218-553 担当：和田

（受付時間：平日午前9時～午後5時）

FAX：092-525-6015

●制度引受保険会社

損害保険ジャパン株式会社

「青パト自動車保険」の主なメリット



☆ 集団割引制度が適用されます。

集団割引が適用されない契約と比べて、保険料が約5%割引となります。

☆ キャッシュレスでご契約手続きが出来ます。

保険料は集金代行会社の「口座振替」によるお支払です。
ご契約時に保険料をご準備頂く必要はありません。
お支払は年一括払となります。(分割払いより、約5%お得です。)

☆ 無事故割引も継承することができます。

他の保険会社、JA共済・全労済・全自共などの共済の無事故割引制度（ノンフリート等級）は、そのまま継承できます。

☆ あんしんの事故受付サービス体制!!

事故受付サービスは日本全国24時間×365日体制です。
いつでもどこでも安心です。

「保険の加入」および「賛助会員申込手続き」等



- ①当保険の対象となる自動車は、自動車検査証の備考欄に「自主防犯活動用自動車」と表記されたものとなります。



- ②当保険に加入するには、まず当協会の賛助会員として入会する必要があります。
(青パト賛助会員の会費は、無償です。)

賛助会員でない団体は加入手続きをお願いします。

入会申込書は各地区防犯協会に備えていますので、「賛助会員申込書」に必要事項をご記入のうえ地区防犯協会までご提出ください。

賛助会員の名簿は保険会社等に提示しますのであらかじめご了承ください。



- ③別添のプリントにあります「資料・見積書のご依頼書」にご記入のうえFAXにて資料請求してください。

追って取扱代理店よりご案内書類が届きますので、保険加入についてご検討されてください。

「青パト自動車保険(福岡県防犯協会連合会 集団扱自動車保険)」のご案内

拝啓、時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、この度賛助会員の皆様を対象とした自動車保険につきまして下記の通りご案内申し上げます。ご高覧のうえ
ご下命くださいますようよろしくお願い申し上げます。

なお、ご不明の点などございましたらご連絡ください。

敬具

記

1. 「青パト自動車保険」について

この保険は「福岡県防犯協会連合会の賛助会員」を対象とした集団扱自動車保険です。
(賛助会員でない方は、まずは賛助会員の加入手続きをお願い致します。)

2. ご契約者等の条件について

集団扱自動車保険のご加入につきましては一定の条件があります。

①保険契約者等

保険契約者	集団（福岡県防犯協会連合会）の賛助会員 ※1
記名被保険者 ※2・所有者	①賛助会員（青パト団体）およびその会員（以下：構成員） ②賛助会員の役員および従業員 ③構成員の配偶者 ④構成員またはその配偶者と同居されているご親族の方 ⑤構成員またはその配偶者が扶養されている別居中のご親族の方 ※ご不明の点は、お問い合わせください。

※1 福岡県防犯協会連合会の賛助会員でない方は、必ず事前に賛助会員の加入手続きをお願い致します。

※2 記名被保険者：ご契約のお車を主に運転される方

②対象自動車：自主防犯活動用自動車（ご契約の際は、車検証にて確認させていただきます。）

前契約が損保ジャパンなら、必ず5%お安くなります！

※前契約が損害保険ジャパン以外の場合、契約内容により保険料がお安くないケースもあります。

※損害保険会社、JA共済（農業協同組合）、全労済、教職員共済、西日本自動車共済等

ご契約に際しましては所定のパンフレット並びに重要事項説明書を必ずご一読ください。

③ご契約手続きは郵送または訪問にてご案内致します。

FAX : 092-525-6015

「車検証と保険証券（他契約がおありの場合）」のコピーと一緒にFAXしてください。

※お名前：団体の場合は団体名・代表者名をご記入ください。

前契約(現在のご契約)の保険会社が

損保ジャパン日本興亜※の場合

※旧損保ジャパン、旧日本興亜損保を含みます。

保険料は、必ず5%お安くなります！！

ぜひ、お見積りをご依頼ください。

損害保険ジャパン日本興亜代理店
株式会社 コーリン

等級継承のルールについてのお知らせ

損害保険各社では、自動車保険において、お車の事故歴等を反映させた保険料の割増引の等級制度（ノンフリート等級別料率制度）を採用しております。

保険契約の更新時に、①無事故の場合は、等級が上がり、割引率がアップし
②事故があった場合は、等級が下がり、割引率がダウンします。

この等級については、契約者が個人である場合、継承できる範囲があらかじめ以下のとおり定められています（損害保険会社共通）。

- 記名被保険者（お車の主な運転者や所有者）の変更による「ノンフリート等級の継承が可能な範囲」
 - （１）同一人物の改姓・改名
 - （２）配偶者間の変更
 - （３）同居の親族間の変更
 - （４）記名被保険者と別居している配偶者の同居の親族への変更 等

<注意事項>

青パト実施団体等が法人格のない組織の場合

- ・ 代表者の変更がない場合は、等級継承の問題はありません（普通に更新）。
- ・ 代表者に変更となった場合には、当該代表者の変更が上記の「可能な範囲」でない限り、等級継承はできません。